

令和6年1月23日

内閣官房長官  
林 芳正 殿

## 令和6年能登半島地震に対する第2次提言

公明党「令和6年 能登半島地震災害対策本部」

総合本部長 石井 啓一

本部長 大口 善徳

事務局長 塩田 博昭

1月1日の能登半島地震の発生から3週間が経過した。被災地では、230名を超える尊い命が失われ、多くの方が怪我をされた。

被害を受けた家屋は現在判明しているだけで3万4000戸を超え、未だ水道の復旧が進まない中、多くの方が被災地の避難所やご自宅で避難されている。また、やむなく故郷を離れて避難をされ、不自由な生活を強いられている方も大勢いらっしゃる。

加えて、多くの事業活動が停止したままで、先行きに不安をお持ちの方も多し。

政府は、これまでの被災者・復旧支援に加え、災害対応のため、令和5年度予算の予備費を確保するとともに、6年度予算の予備費を増額する方針を決定した。

さらに、岸田総理は、1000億円を超える規模で、被災者の生活と生業の再建のためのパッケージを月内に取りまとめる方針を発表した。

公明党は、発災直後から現地で被災者のご要望を伺い、12日には第一次となる緊急要望を政府に手交するなど、現場のお声を政府に届け続けてきた。21日、山口代表を中心に現地の被災状況を確認し、被災者の切実なお声を伺ってきた。これらを踏まえ、今般、党として第二次提言を取りまとめたところである。

公明党は、今後とも被災者に寄り添い続け、政府・与党一体となって、被災者の生活・生業再建や復旧に向けて総力を挙げて取り組むとともに、被災地の思いを十分に踏まえた創造的復興を進めていく決意である。

政府におかれては、パッケージの取りまとめに当たり、昨年、一昨年から続く地震や、コロナなどの度重なる苦難を経験した被災地へ特別な配慮をしていただき、先の第1次提言（要望）とともに、以下の第2次提言の項目を盛り込むことを要請する。

併せて、今般のパッケージ策定以降も、今後判明する被災者・被災地の被災状況、ニーズ等を踏まえ、財政出動を伴う対策に累次的に取り組むことも要請する。

## 記

### 1. 災害関連死の防止へ、引き続き2次避難の加速化に全力

災害関連死を防止するため、未だ1万人を超える方が1次避難されている現状を踏まえ、引き続き2次避難の加速化に総力を挙げる。そのために、一人一人に寄り添った対応を継続的に行うとともに、避難先の情報提供、いつ戻れるのか、仮設建設の見通しの提示などを丁寧に行うこと。また、地域や集落ごとの避難を促進するなど、コミュニティ維持に努める配慮を行うこと。さらに、自宅等への盗難に対する不安解消のため、警察の防犯パトロールを強化すること。

### 2. 避難所環境の改善

1次避難所での避難生活が長期化しており、避難者一人一人へのきめ細やかな支援を行い、必要な物資が行き届くようにすること。特に、高齢者など災害弱者への医療支援など万全を尽くすこと。

また、断水中の避難所で過ごす多くの被災者の下着が男女ともに不足しており、プライバシーに配慮した上で十分な量をプッシュ型で配布すること。断水が続く環境下での洗濯設備についても確保すること。

加えて、水洗トイレ「トイレトレーラー」が被災地で喜ばれており、給水支援の継続とともに、自治体によるトイレトレーラーの新たな導入支援を図ること。

さらに、感染症対策としての空気清浄機の導入を行うこと。加えて、ペットとともに避難できる避難所を十分に増やすこと。

### 3. 避難者支援

#### (1) 生活再建に向けた相談体制の整備

避難者の状況（1次・2次、在宅、広域避難等）により、生活状況やニーズ、課題に応じたきめ細かな支援が必要なことから、避難上の困りごと・要望、生活再建などへの相談窓口の設置など相談体制を整備すること。

#### (2) アウトリーチ型の相談支援

特に高齢者や障がい者等の要配慮者の避難者に対し、アウトリーチ型の相談支援を行うとともに、見守り支援など継続的な支援体制を構築すること。一人一人に寄り添った伴走型支援の災害ケースマネジメントにつなげていくこと。

#### (3) 支援情報の分かりやすい提示

避難者に対し、復旧・復興の見通しを提示し続けるとともに、自らが受けられる支援情報を分かりやすく提供すること。

## **4. 住まいの確保の強力な推進**

### **(1) 住家被害認定調査の弾力的運用**

住家被害認定調査について、航空写真を活用した外観判定や、甚大な被害を受けた地域においては「地域指定」で全壊判定にするなど、被災者生活再建支援金をスピード感をもって支給すること。

### **(2) 長期にわたって居住できる仮設住宅の早期整備等**

仮設住宅について、希望される方が入居できるよう必要戸数を確保すること。また、入居希望者には高齢者が多く2年間での自立が難しいため、建築基準法の期間延長も視野に入れた上で、被災自治体の要望を踏まえ、長期にわたって居住できる仕様にする。また、東日本大震災における岩沼市の事例を参考に、コミュニティが維持できる形態で住めるよう進めること。

### **(3) ニーズに合わせた仮設住宅の建設**

仮設住宅の建設にあたっては、過去の大規模災害の見地を踏まえ、寒冷地仕様での建設、孤独死対策としての見守り体制の強化、車いす利用者等に配慮したバリアフリー型にするなど、ニーズに合わせた仮設住宅を提供すること。

### **(4) 仮設後の生活再建を後押し**

仮設を出た後の生活再建支援を焦点に、生活再建に関するワンストップ相談窓口を開設・公表するとともに、「生活再建プランのしおり」(仮)を作成するなど、仮設住宅を出た後の生活再建を後押しすること。

### **(5) 仮設住宅への幅広い入居の推進**

仮設住宅は一般的に、住宅が全壊・全焼・流失し再建の資力のないことが入居要件だが、半壊や一部損壊で生活保護まではいかないが資力がない等、要件は満たしていないが住宅の確保が困難な方も入居が可能となるよう支援すること。

## **5. 上下水道の復旧**

水道の復旧について、ほぼ全域で断水が続く地域の復旧見通しが示されたところだが、水道は生活再建や事業活動すべての基盤となることから、国の権限代行の実施や財政支援の強化など、1日も早い復旧へ総力をあげる。また、そのために全国

からの事業者等によるマンパワーを政府が総力を挙げて集結させること。加えて、復旧する上下水道の整備に際しては十分な耐震化を行うこと。

## **6. 道路の早期復旧およびラストワンマイル対策への支援強化**

道路のインフラ工事について、国が権限代行して県道や市道、町道も含めて早期復旧を図るとともに、ラストワンマイル対策に対して支援を強化すること。そのための全国からのマンパワーの強化等、人的支援体制を構築すること。

## **7. SS（サービスステーション）、LP ガス等の支援**

被災地域の生活再建に必要な SS、LP ガス充填などの設備等の復旧についても支援すること。

## **8. 港湾、空港、鉄道、電気、通信等のインフラの早期復旧**

隆起等の被害が甚大な輪島港等の港湾や漁港に対して国や県が権限代行し早期復旧を図ることをはじめ、港湾機能の復旧を加速すること。また、能登空港早期運航のための石川県への支援継続、鉄道の早期復旧に向けた TEC-FORCE・RAIL-FORCE による技術的な支援、気象等の観測施設等の迅速な復旧、電気・通信の早期復旧等、インフラ復旧を迅速に行うこと。

## **9. 土砂ダムへの対策強化**

輪島市内では、土砂崩れで川がせき止められた「土砂ダム」が確認されており、余震・大雨・大雪等による 2 次被害のリスクがあるため、河道閉塞対策を強化すること。

## **10. 生活福祉資金貸付による支援の強化**

生活福祉資金貸付に関し、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について要件緩和等の特例措置が講じられているが、相談体制の拡充など同制度による支援を強化すること。

### **11. 被災地における雇用支援**

雇用調整助成金については今回の災害に応じた要件緩和や助成率・支給日数の引き上げなど特例措置の拡充を速やかに実施するとともに、相談窓口等の体制を強化すること。

### **12. 医療・介護体制等への支援**

医療機関等へ派遣されている DMAT などの応援チームが安心して継続的に活動

が行えるよう支援するとともに、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣体制を支援・強化すること。また、被災地の医療機関・福祉施設の一刻も早い復旧に向けて、必要十分な財政支援を行うこと。また、地震の影響により社会福祉施設の利用延人員数が減少した場合の報酬加算への対応と周知を行うこと。

さらに、医療・介護・障害福祉サービス等の利用者負担の軽減を行うこと。

### **1 3. ボランティア、民間支援団体への支援・協力**

被災地の復旧やきめ細やかな被災者支援のためには、ボランティアや民間支援団体の力と知見は欠かせないことから、被災自治体の円滑かつ十分な受け入れ体制を支援すること。被災地への安全で十分な移動体制も構築すること。

### **1 4. 子どもの学びへの支援**

#### **(1) ICT を最大限に活用した学びの支援**

一人一台端末を最大限に活用し、子どもたちの学びの機会を確保するため、オンライン授業支援、電子図書館の運営支援、バーチャル教室の運営支援、自宅学習システムの提供、一人一台端末を使った心のケア等に取り組むこと。

#### **(2) 被災地、集団避難先の環境整備**

子どもの安全・安心な居場所・学習場所づくりに取り組むこと。集団避難をしている中高生への心のケア、学習支援、教職員支援、家族滞在支援、一時帰宅支援、及び被災地に残る児童・生徒の学習支援、スクールバス支援等に取り組むこと。

#### **(3) 受験の機会の確保**

大学・高校受験等に関しては配慮可能な柔軟な措置を学校・教育委員会等に要請し、受験の機会の確保に努めること。

#### **(4) 学校再開への迅速な対応**

現地の要望に速やかに応えられるよう、過去の災害を教訓に、予め仮設校舎建設、給食の提供、加配教員の募集等の検討をすること。

#### **(5) 学びの継続のための経済支援**

被災した学生等への授業料減免や奨学金の緊急採用等、修学機会の確保を切れ目なく行うこと。JASSO 災害支援金等の各種支援については「地域指定」でプッシュ型の支給に取り組むこと。

## (6) 公共施設等の復旧支援

学校施設、社会教育施設、文化財、社会福祉施設等の災害復旧を支援すること。

### 15. 女性の視点を生かした避難所運営や整備等

発災後時間が経過しているが、仮設住宅建設や自宅応急修理には更に時間がかかることが見込まれる中、女性の視点、男女共同参画の視点から避難所のスペースや運営体制等について以下のような見直し、整備を行うこと。

#### (1) 避難所のスペースおよび生活用品の確保等

- 避難所において段ボール等のパーティションの活用は最優先であり、その上で、男女別の更衣室・休養スペースや、椅子や授乳用の枕、おむつ替えスペースがある授乳室など、プライバシーの保護がなされること。
- 乳幼児がいる家族のためのエリアや単身女性や女性世帯のみのエリア、女性専用エリアで女性が安心して相談したり、生理用品や下着等の配布を受けることができる、子どもが安心して遊んだり、勉強したりできるエリアや保育エリアなど、配慮が必要な人のためのエリア、スペースを整備すること。
- 女性用の下着や生理用品（昼・夜用）、基礎化粧品、こども用の下着や成長にあわせたおむつ、おしりふき、保湿用クリームなど、ニーズに合わせて揃えること。
- トイレは暗がりにならない場所で、男性と女性が離れた所にあり、トイレまでの経路やトイレの個室に照明が設置されているなど、安全で安心して使えるようにすること。
- 男女を問わず一人で入浴できる施設を設置したり、避難所の危険箇所や死角となる場所を把握して、立ち入り制限をするなど、犯罪の未然防止に取り組むこと。

#### (2) 運営体制の整備

- 管理責任者は男女で構成し、女性が3割以上をめざすこと。また運営には、介護や必要な人や障がい者、乳幼児がいる家庭、PTA、中高生、外国人など多様な立場の代表が参画していること。
- 避難所の食事づくり・清掃等の負担が、女性に偏ったりすることなく、男女を問わずできる人で分担すること。
- 女性用品は女性担当者が配布するのは当然のこととして、女性専用エリア等でプライバシーに配慮して配布すること。生理用品として昼用・夜用を備えることが望ましい。
- 避難者が遠慮することなく要望や困りごとを伝えることができるよう意見箱を設置したり、声掛け、聞き取りの中で積極的に要望を集め、運営に柔軟に反映させること。

### (3) 暴力防止・安全の確保

- 避難所やその周辺での性暴力の発生防止のために積極的な声掛けをするなど、発生防止に取り組むこと。
- 発災後はDV被害の拡大のリスクが高いことを考慮してDV被害の防止に取り組むこと。
- 防犯体制は男女一緒に行い、就寝場所や女性やこどもの専用スペース、車中泊エリア等への巡回警備を実施し、また防犯ブザーやホイッスル等も必要に応じて配布する。

以上のような取り組みを避難所チェックシートやガイドラインを活用して積極的に行うこと。

### (4) 仮設住宅移転後における配慮

- 避難所から仮設住宅へ移転後において、仮設住宅やその周辺地域の安心安全の確保し、また新たにつくる地域コミュニティ運営に女性が参画すること。
- 被災地において、日ごろから経済的困難の陥りやすい女性に対し、より手厚い就労支援をするとともに、仕事の両立のための子どもの預け先の確保や介護の支援をすること。

## 16. 二重ローン対策の実施

住宅ローン等の債務を返済できなくなった個人について、法的な倒産手続きによらないで負債整理を行うための「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(自然災害ガイドライン)を活用すること。復興にファンドによって、いわゆる二重ローン問題を含む過剰債務等により経営状況が悪化している中小企業に対し、金銭債権の買取や出資を実施し、債務の軽減及び中長期的な経営支援を行うこと。

## 17. 中小企業・小規模事業者等への支援

被災中小企業・小規模事業者の再建支援のために、なりわい再建支援補助金(旧グループ補助金)や小規模事業者持続化補助金などの「各種補助事業の拡充(対象拡充、補助率引上げ等)」や、セーフティーネット保証制度などの「資金繰り支援」等を強力に発動しつつ、現場のニーズには着実かつ柔軟に対応すること。また事業者等への支援メニューの周知徹底、情報提供をきめ細やかに行うこと。その際、事業者の相談窓口を適切に設置するなど万全な対応を図ること。

## 18. 伝統工芸産業への支援

伝統工芸産業等の被災事業者が事業継続・再興を断念することのないよう材料や

道具などのきめ細やかな支援を行うこと。

## 19. 商店街等への支援

被災した商店街のアーケード・街路灯の復旧、その後の集客イベント等まで一貫して支援をすること。

## 20. 観光事業者への支援

### (1) 金融支援

被災した宿泊施設、予約キャンセル等により収入確保が困難となった施設に既存債務の返済猶予など特別な金融支援をするとともに、利子補給制度の創設を含め返済困難な事業者に対する支援を行うこと。事業承継スキームの活用を検討することが適切と思われる被災施設の復旧と営業再開へ支援を行うこと。

### (2) 補助制度の創設および各種申請の簡素化等

中小企業等グループ補助金、なりわい再建支援事業、被災小規模事業者再建事業、商店街災害復旧等事業等の創設を速やかに行うこと。大型の宿泊施設は多額の費用が想定されるため、格別に配慮すること。

また、事業者の各種申請を簡素化し、申請にかかる相談についても支援すること。また、「再生・高付加価値化事業」等の補助事業を受けている施設の多くが年度内の工事完了を条件としているが、事故繰り越しの適用を認めるなど、速やかに事業者に連絡すること。

加えて、休業などにより営業困難な施設の従業員の雇用維持に対しては、営業再開まで見据えた長期的な観点での支援をすること。

さらに、各種税金については、免除もしくは一部減免などの配慮をすること。特に固定資産税の評価額見直しについては、建物・土地の両方について、特段のご配慮をすること。

### (3) 災害対応の受け入れ費用の弾力的運用

国の宿泊施設への避難者受け入れの金額が、石川県では上限 10,000 円以内と上限額を引き上げたが、引き続き、特別協議の弾力的な運用など、支援の継続をすること。

### (4) 需要喚起策の創設と運用について

地震によるキャンセルで経営に大きな打撃を受けた各宿泊観光事業者に、国としても財政的な支援をすること。当面の問は、風評被害等により需要が大きく落ち込むことが予測されることから、「北陸応援割（仮称）」の創設など需要喚起策を講じるこ



と。その際には、被災した宿泊施設や地域全体の利益につながるような、いわゆる直販型スキームの制度構築をすること。

## **2 1. 農林水産事業者への支援**

### **(1) 被災農林漁業施設等の早期復旧への支援**

カントリーエレベーター等の共同利用施設や、林道、地盤隆起した漁港など、被災した農林漁業施設等の早期復旧への支援に万全を期すこと。

### **(2) 農林漁業者の経営再建に向けた支援**

農林漁業者の経営再建に向けて、生産・加工・流通・卸売施設や、トラクター、コンバイン、漁船等の撤去・改修・新規取得への支援を行うこと。併せて、収入保険・農業共済や漁船保険・漁業共済の支払いを着実に実施するため、必要に応じて、国費の積み増し等を行うこと。

## **2 2. 災害廃棄物の処理の推進**

避難所におけるし尿・ごみの回収や搬出の円滑化と、被災した処理施設の復旧を速やかに図るとともに、災害廃棄物の仮置場の設置と処理体制の強化を速やかに行うこと。

全壊及び半壊など被災家屋の解体・撤去や、災害廃棄物の処理について、被災自治体の負担軽減のため、必要十分な財政的支援を行うこと。

## **2 3. 液状化被害への対策及び支援**

石川県中心に、新潟県から福井県にかけての広いエリアで液状化の現象が報告されている。地域に住み続けようとする方たちに希望と安心を持っていただけるよう、熊本地震と同様に、住宅においては、被災者生活再建支援金と復興基金等を活用した住宅復旧支援事業、面的な対策として国の液状化対策事業を早急に検討すること。

以上